

○ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第43号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）  
 （変更点は下線部）

改正前	改正後
<p>〔目次〕                      (略)                      第一・二 (略)                      第三 設備に関する基準（基準省令第三条）                      1～3 (略)                      4 経過措置等（基準省令附則第四条、第五条、第七条、第八条、第九条）                      設備に関する基準については、以下の経過措置等が設けられているので留意すること。                      (1)～(3) (略)                      (4) 病院の療養病床転換による食堂及び機能訓練室に関する基準の緩和                      一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を<u>平成二十四年三月三十一日</u>までの間に転換し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂の面積は、入所者一人当たり一平方メートル以上を有し、機能訓練室の面積は、四十平方メートル以上であればよいこととする。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。（附則第七条）                      (5) 診療所の療養病床転換による食堂及び機能訓練室に関する基準の緩和                      一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を<u>平成二十四年三月三十一日</u>までの間に転換し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、次の基準のいずれかに適合するものであればよいこととする。（附則第八条）                      一・二 (略)</p>	<p>〔目次〕                      (略)                      第一・二 (略)                      第三 設備に関する基準（基準省令第三条）                      1～3 (略)                      4 経過措置等（基準省令附則第四条、第五条、第七条、第八条、第九条）                      設備に関する基準については、以下の経過措置等が設けられているので留意すること。                      (1)～(3) (略)                      (4) 病院の療養病床転換による食堂及び機能訓練室に関する基準の緩和                      一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を<u>平成三十年三月三十一日</u>までの間に転換し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂の面積は、入所者一人当たり一平方メートル以上を有し、機能訓練室の面積は、四十平方メートル以上であればよいこととする。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。（附則第七条）                      (5) 診療所の療養病床転換による食堂及び機能訓練室に関する基準の緩和                      一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を<u>平成三十年三月三十一日</u>までの間に転換し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、次の基準のいずれかに適合するものであればよいこととする。（附則第八条）                      一・二 (略)</p>

(6) 病院及び診療所の療養病床転換による廊下幅に関する基準の緩和

一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る廊下の幅については、内法による測定で、一・二メートル以上であればよいこととする。ただし、中廊下の幅は、内法による測定で、一・六メートル以上であればよいこととする。なお、廊下の幅は、壁から測定した幅でよいこととする。(附則第九条)

#### 第四 運営に関する基準

1～15 (略)

#### 16 健康管理

(1) 基準省令第十八条第一項は、健康管理が、医師及び看護職員の業務であることを明確にしたものである。

(2) 基準省令第十八条第二項で定める定期健康診断などの状況については、その入所者の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の健康手帳の所要の記入欄に、健康診断の状況や健康管理上特記する必要がある事項を記載するものとする。これらは、医療を受けた場合や在宅に復帰した後に指定介護老人福祉施設での入所者の健康管理状況を把握できるようにすることをねらいとしているものである。

17～32 (略)

#### 第五 (略)

(6) 病院及び診療所の療養病床転換による廊下幅に関する基準の緩和

一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る廊下の幅については、内法による測定で、一・二メートル以上であればよいこととする。ただし、中廊下の幅は、内法による測定で、一・六メートル以上であればよいこととする。なお、廊下の幅は、壁から測定した幅でよいこととする。(附則第九条)

#### 第四 運営に関する基準

1～15 (略)

#### 16 健康管理

(1) 基準省令第十八条は、健康管理が、医師及び看護職員の業務であることを明確にしたものである。

17～32 (略)

#### 第五 (略)